

政令番号398 ベンジル=クロロド

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	9.7E+0			9.7				9.7
9	栃木県								
10	群馬県	1.0E-1			0.1				0.1
11	埼玉県								
12	千葉県	5.0E-1			0.5				0.5
13	東京都	1.0E-1			0.1		8.0E-1	0.8	0.9
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県						1.6E+2	155.0	155.0
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県	4.1E+0			4.1		5.3E+3	5,300.0	5,304.1
23	愛知県	3.1E+0			3.1		2.1E+1	20.6	23.7
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府	6.0E-1			0.6	5.0E-1	3.1E+2	310.5	311.1
27	大阪府						2.3E+0	2.3	2.3
28	兵庫県	4.1E+1			41.0		1.8E+2	180.0	221.0
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	8.2E+0	5.0E-1		8.7				8.7
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県						1.0E+2	100.0	100.0
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県								
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		6.7E+1	5.0E-1		67.9	5.0E-1	6.1E+3	6,069.2	6,137.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。